**令和５年度　名古屋都市センターまちづくり広場企画展示　公募説明書**

**１．公募の概要**

（1）センターの概要

　　名古屋都市センターは、平成3年7月に、戦後の復興土地区画整理事業の収束を記念し、その成果を後世に継承する、また、21世紀の新しい名古屋のまちづくりに寄与することを目的に設立された「まちづくりの交流拠点」です。

公益財団法人名古屋まちづくり公社により、名古屋に関わるまちづくり・都市計画を支援するための「調査研究」や「情報収集・提供」、「人材育成・支援」業務を3つの柱として運営しています。

（2）まちづくり広場の概要

　　金山南ビル11階にある「まちづくり広場」は、都市センターが行う「3つの柱」の実践の場であり、戦後の復興土地区画整理事業をはじめとする名古屋のまちづくりの足跡や、まちづくりの方向性などを紹介する常設展示コーナーや、企画展示コーナー、ホール、カフェスペースなどがあります。

（3）企画展示の概要

　　名古屋のまちづくりの歴史や復興の歴史、名古屋のまちづくりの現在及び将来の姿を情報として伝えていくことや、まちづくりに対する興味を喚起し、参加を促すことを目的としています。まちづくり及び、まちづくりに関連する内容（産業、アート、観光など）について、パネル展示の他、関連イベント（講演会、ワークショップ、来館者への展示内容の説明など）の開催などにより展示を行う団体について公募を行います。

（4）展示期間

　①　8月 1日（火）～ 8月20日（日）　〔20日間〕

　②　8月22日（火）～ 9月10日（日）　〔20日間〕

　③　9月12日（火）～10月 1日（日）　〔20日間〕

　④　10月17日（火）～11月5日（日）　〔20日間〕

**２．応募資格**

出展を希望される場合は、次に掲げる条件をすべて満たしていることが必要となります。なお、複数の法人で構成するグループでも応募可能としますが、その場合は構成団体となる全ての団体が条件を満たすことが必要です。また、いずれかの団体を代表者としてください。

（1）個人でないこと

（2）愛知県内に事務所や活動拠点を有すること

（3）愛知県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員の期間がない者であること

**３．企画展示に求める条件**

　以下の要件全てに合致することを条件とします。

（1）まちづくり及びまちづくりに関連する内容の展示であること

（2）愛知県内に関連する内容が含まれていること

（3）応募団体の特色を活かし、かつ、一般の人にも分かりやすい内容となっていること

（4）展示の他、関連イベント（講演会、ワークショップ、展示説明会など）の積極的な実施や広報、まちづくり広場スペースの有効活用がなされること

**４．事務局**

公益財団法人名古屋まちづくり公社　名古屋都市センター　企画課情報交流班

TEL：052-678-2212　　　E-mail：kikakuten@nup.or.jp

担当：上野、日比野、宮下

**５．資料の作成及び質問回答**

（1）提出書類

　　ア　企画提案書（様式1）

　　イ　参考資料（任意様式）

（2）質問及び回答

　　公募や展示に係る質問については、提出期限までに担当に電話またはメールにて行ってください。

（3）使用可能なスペース

　　別紙1「まちづくり広場企画展示使用条件」を参考としてください。広場の使用を妨げない範囲内で、その他使用方法について希望がある場合は、ご提案ください。

**６．提出方法、提出場所及び期限**

（1）提出方法

　　　下記提出期限までに、正本１部を郵送及び持参、またはメールにて送付してください。

（2）提出場所

　　　4．事務局に同じ

（3）提出期限

　　　令和5年4月28日（金）　午後5時

　　　※郵送の場合、提出期限までに提出場所に到着するようにしてください。

提出期限後に提出された企画提案書は無効とします。

提出された企画提案書等は返却いたしません。

**７．評価委員及び候補者の選定**

（1）評価委員

　　　企画提案書の評価は、名古屋都市センター事業部長、参事（情報交流）、企画課長が行います。

（2）選定方法

　8．評価基準に基づき、評価委員が評価を行い、点数が上位の団体を選定します。

**８．評価基準**

企画提案書等の評価基準・配点は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 評価点 |
| 企画展示の目的への合致 | 展示に参加した方のまちづくりに対する興味を喚起し、参加を促す内容となっているか | 20点 |
| 展示内容の専門性 | 提案団体の専門性を活かした、魅力的な内容となっているか | 15点 |
| 展示内容の分かりやすさ | 普段まちづくりに関わりのない方でも容易に理解できる内容となっているか | 15点 |
| 関連イベントの実施及びまちづくり広場の有効活用 | 展示のみではなく、人との交流が生まれるイベントの実施や、広く広場を活用した提案となっているか | 30点 |
| 活動実績、集客力、運営体制 | これまでの活動による実績や、展示・イベント実施の際の集客力・運営能力があるか | 20点 |
| 合計 | | 100点 |

**９．結果の通知・公表**

選定結果は、企画提案書等を提出したすべての団体に対して、令和5年5月12日頃までに書面もしくはメールにて通知します。また、選定された団体については、企画展示の実施時期及び展示の概要をＨＰにて公表します。

なお、評価点については、お問い合わせがあった場合に開示します。

**１０．その他**

（1）１団体につき提案は１つとし、複数の提案はできません。

（2）展示期間中、展示内容に関連する利用に限り、利用団体は2回まで金山南ビル11階ホールを無料で使用いただけます。

（3）選定団体の辞退及び追加の募集

　　　選定された団体が辞退される場合は、選定結果の通知がなされた後、2週間以内に書面により届け出てください。その場合、次点の団体を繰り上げて選定させていただきます。

なお、応募団体が公募枠に満たない場合や辞退等により公募枠に空きがある場合は、先着順での受付とします。

　（4）提出書類の取扱い

　　　　公募にあたり提出された企画提案書その他資料については、返却はいたしません。

（5）使用申込・利用打合せ

　　　選定された団体は、「企画展示使用要綱」に基づき、速やかに使用申込書をご提出ください。

（6）禁止事項

　　　虚偽の申告や、企画提案内容と実施内容が著しく異なるなど、企画展示を実施するにふさわしくないと事務局が判断した場合は、展示をお断りする場合がございます。